

平成28年

第 12 回

三戸町農業委員会総会議事録

平成28年11月10日(木) 開催
於 三戸町役場4階会議室

三戸町農業委員会

1. 開催日時 平成28年11月10日(木) 午後2時0分 から 午後2時28分

2. 開会場所 三戸町役場4階会議室

3. 出席委員 12名

会長 14番 梅田 晃
会長職務代理者 13番 戸花 進
委員 1番 松原 一夫
委員 2番 老久保 まゆみ
委員 3番 野中 京子
委員 4番 一ノ渡 重義
委員 5番 照井 秀美
委員 6番 白山 英昭
委員 7番 神谷 陽一
委員 番
委員 9番 沼邊 義雄
委員 10番 新田 豊
委員 番
委員 12番 山下 泰弘

4. 欠席委員 2名

委員 8番 山田 敏実
委員 11番 山下 正一
委員 番
委員 番
委員 番

5. 現地調査報告 2名

推進委員 山端 巧
推進委員 竹原 広実

6. 議事日程

第1 会議録署名者の指名について
第2 会期の決定について
第3 議案第37号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
第4 議案第38号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
第5 報告第6号 競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 遠山 潤造
主査 平谷 賢一
臨時職員 蝦名 加代子

8. 議事録署名委員

委員 9番 沼邊 義雄
委員 10番 新田 豊

9. 会議の概要

議長
(梅田会長)

始礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

はじめに農業委員会憲章を唱和いたします。
4番一ノ渡委員から願います。

【全員で農業委員会憲章を唱和する。】

議長

ご着席願います。
只今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、只今から平成28年第12回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より指名いたします。
9番沼邊委員、10番新田委員のご両名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。
これにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本日の会議は、1日限りとすることに決定いたします。

議長

日程第3 議案第37号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第37号を議案書をもとに朗読】

事務局長

本件は、農地法第4条による許可申請であり、自己所有の農地を、宅地に転用しようとするものです。

申請地は、自宅に隣接する農地であり、子供夫婦の新居として、新たに住宅を建築したいとのことです。

立地条件としては、一団の農地として見た場合、申請地は10ヘクタール以下の農地の区域内にあるため、「その他の第2種農地」と判断いたしました。また、申請農地は東側が道路に面しており、その他は申請人の自宅や農業用施設に囲まれており、自宅近くに住宅を新築するためには、申請地に建築する以外無いと思わます。

一般基準では、資金証明の書類提出がある他、転用面積についても住宅用地の目安を下回っております。また、周囲を、道路及び申請者の所有地に囲まれていることから、周辺農地への悪影響等も問題無いものです。

議長

農地法第4条の許可申請に係る現地調査について、山端推進委員から報告をお願いします。

山端推進委員

現地調査について報告いたします。
11月4日午前9時から、私と野中農業委員、一ノ渡農業委員、湊推進委員、竹原推進委員及び事務局とで、当事者立合いのもと現地調査を行いました。
番号2の場所は、農道から椈ノ木集会所方面へ200m程行った所にある畑です。申請人は、息子夫婦の住宅を新築するため所有農地を転用したいとのことでした。
現地調査の結果、申請面積は適正であり周辺農地も申請者のものであるため、境界にも問題は無く農地転用はやむを得ないものと見て参りました。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第37を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は許可相当との意見を添えて県知事に送付することに致します。

議長

日程第4 議案第38号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第38号を議案書をもとに朗読】

事務局長

本件は、譲受人の自宅東側に隣接する農業用倉庫(作業小屋)が、県営の道路整備事業実施にあたり、移転を求められたため、自宅西側に隣接する譲渡人所有農地に、倉庫を新設しようとするものであります。
なお、現在の倉庫及び土地の所有者は譲受人の父親であります。今回は、その後継者である子が、申請を行っているものです。
立地条件としては、住宅が連担し、300m以内に役場支所があることから、第3種農地と判断いたしました。
資金面については、譲受人の自己資金の他、父親から「移転補償費」により資金提供する旨の書類が提出されております。取得面積については、農業用機械・機具の保管及び作業スペースとして使用されるものです。また、隣接農地の所有者から同意書を取得しており、周辺への影響についても問題無いと考えております。

議長

農地法第5条の許可申請に係る現地調査について、竹原推進委員から報告をお願いします。

竹原推進委員

現地調査について報告いたします。
11月4日午前9時30分から、私と野中農業委員、一ノ渡農業委員、湊推進委員、山端推進委員及び事務局とで当事者立合いのもと現地調査を行いました。
番号11の場所は、斗川小学校近くの信号から林泉寺方面へ200m程行った所にある畑です。申請人は、県営三戸地区中山間地域総合整備事業による道路拡張に伴い、自身の作業小屋を取り壊すこととなり、新たに作業小屋を建てるため土地を取得し農地を転用したいとのことでした。
現地調査の結果、申請面積は適正であり、杭があるため境界もはっきりしており、周辺農地の営農に支障をきたす恐れも無く、農地転用はやむを得ないものと見て参りました。

議長
ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

1番 松原委員
現地調査後、現在の現場の状況を確認しているか。
特にこの場所については、許可が下りる前に現場が進むようなことが無いよう、指導すべきと思うがどうか。

議長
現場を確認し、指導した上で、県に許可相当との意見書を提出するようにしたいと思います。

議長
他に、質問等はありませんか。

【無しの声多数】

議長
質疑を終結いたします。
これより議案第38号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長
ご異議なしと認め、本案は許可相当との意見を添えて県知事に送付することに致します。

議長
日程第5 報告第6号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査
【報告第6号を議案書をもとに朗読】

事務局長
本件は、平成28年5月10日の総会において「競売買受適格者」である旨の議決を受けた申請者が、裁判所において行われた期間入札の結果、「最高価買受申出人」と定められたので、農地法第3条の規定に基づく許可書を交付したことについて、ご報告するものであります。

議長
ただ今の報告について、何か質問のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長
特に発言が無いようですので、報告第6号については終了します。

議長
以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第12回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。
終礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

終了 午後2時28分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名押印する。

平成28年11月10日

議長 梅田 晃
会長 14 番

⑩

会議録署名者 沼邊 義雄
委員 9 番

⑩

会議録署名者 新田 豊
委員 10 番

⑩
